

16年度 保育園新入園児募集

保育園は友達づくりの最適の場です

～入園の申し込みは1月30日まで～



町では、4月からの新入園児を募集します。申し込み受付期間は、1月9日から30日までです。各保育園の開所時間や実施事業などをご確認のうえ、入園手続きを行ってください。

入園できる乳幼児

保護者が家事以外の労働のため保育に欠ける子
保護者が病気あるいは家族の介護のため保育に欠ける子

その他やむを得ない理由で保育に欠ける子

入園の対象となる乳幼児

二ツ井/高丘保育園

おおむね6カ月の乳児から5歳児

ら5歳児

仁鮎/富根/荷上場保育園

おおむね3歳から5歳児

開所時間(月～土曜日)

二ツ井/高丘保育園

午前7時～午後7時

仁鮎/富根/荷上場保育園

午前8時～午後4時45分

二ツ井・高丘保育園では延長保育を実施しています。ご利用の方は1回につき100円徴収させていただきます。

申し込み方法

1月9日から30日までの間に福祉保健課福祉係(庁舎1階 番窓口)で手

申し込み方法

1月9日から30日までの間に福祉保健課福祉係(庁舎1階 番窓口)で手

申し込み方法

15年度保育料(参考)

単位:円

階層区分	徴収金基準額	
	3歳未満児	3歳以上児
1 生活保護世帯	0	0
2 町民税非課税世帯	8,000	6,000
3 町民税均等割課税世帯	17,000	14,000
4 町民税所得割課税世帯	19,500	16,500
5 所得税17,000円未満	24,750	21,750
6 所得税17,000円以上	30,000	27,000
7 所得税80,000円以上 200,000円未満	30,000	27,000
8 所得税200,000円以上 510,000円未満	30,000	27,000
9 所得税510,000円以上	30,000	27,000

続きを行ってください。入所申込書等の用紙については福祉係および各保育園にあります。

現在入園中の児童については、源泉徴収票等の保育料算定資料および就労状況届を提出していただきます。用紙は各保育園で配布します。

切石保育園に入園希望の方は、直接保育園にお申し込みください。

保育料について

児童の扶養義務者(原則として父母など)の前年の

所得税や町税などで決定し、4月中旬に納付通知書を発送します。

なお、同一世帯から同時に2人入園する場合は、階層によりどちらか1人が半額になります。また、第3子以降の児童および第1子で0歳児(満1歳になるまで)については保育料が無料となります。

問い合わせ先

福祉保健課福祉係

(庁舎1階 番窓口)

73 5500

携帯電話やPHSからの

119番通報のしくみ

携帯電話やPHSからの119番通報は、大きな消防本部に集約してつながるようになっていきます。消防庁では、こうした状態をできるだけ改善するための準備を進めています。当面はこのようなことが避けられません。携帯電話やPHSを利用して119番通報をするときは次の点に注意してください。



救急や火災で携帯電話やPHSから119番通報します。

県内4ブロック代表消防本部につながります。
鹿角・大館・北秋田地域で通報
大館周辺広域消防本部
能代山本・男鹿南秋地域で通報
能代地区消防本部
秋田河辺・本荘由利地域で通報

秋田市消防本部

大曲仙北・横手平鹿・湯沢雄勝地域で通報
大曲仙北広域消防本部

通報場所の住所(目標物)、携帯電話の番号は正確にお話ください。

救急や火災が代表消防本部の管轄外の場合、最寄りの消防本部に転送されます。

転送に時間がかかる場合がありますが、電話は切らないでください。

最寄りの消防本部につながり、係員が対応します。

具体的には

二ツ井町内で携帯電話やPHSから119番通報をすると

能代地区消防本部につながります。

通報場所の住所と携帯電話の電話番号(現在かけているもの)を正確に伝えます。

二ツ井藤里地区消防本部に転送します。

この場合、電話を切らずにお待ちください。

二ツ井藤里消防本部につながり、係員が対応します。(詳しい現場の状況等)

問い合わせ先

生活環境課交通防災係

(庁舎1階 番窓口)

73 5501

商店・事業主のみなさんへ

(二ツ井町中小企業融資幹旋)

マルフク制度を改訂します

長引く不況の中にありながらも、健闘を続ける町内の工商业者のみなさんを支援するため、制度の改訂を行います。新制度の適用は平成16年1月13日融資分からです。

問い合わせ先

産業振興課地域産業係

(庁舎2階 番窓口)

73 4515

または、

二ツ井町商工会

73 2953

融資限度額をアップ

700万円

1千万円

償還期間を延長

7年以内

10年以内



1年間の利子補給

平成16年1月13日から平成16年12月30日までの間の借入については、借入れ後1年間に限り1.2%の利子補給を行います。
(貸出利率2.2%のうち1.2%を利子補給)